



## 所得拡大促進税制・賃上げ促進税制について



### ◆所得拡大促進税制・賃上げ促進税制って何？

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、**前年度より給与等の支給額を増加させた場合**、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から**税額控除**できる制度です。

### ◆所得拡大促進税制・賃上げ促進税制の適用要件は？

要件には「**通常要件**」と「**上乗せ要件**」があり、上乗せ要件は通常要件を満たした場合に判断を行います。また**上乗せ要件**の内容は、事業年度の開始時期が「令和3年4月～令和4年3月」(所得拡大促進税制)と「令和4年4月～令和6年3月」(賃上げ促進税制)で異なり、税額控除の率も異なります。

#### 通常

雇用者給与等支給額<sup>1</sup>が前年度と比べて**1.5%以上増加**



控除対象雇用者給与等支給増加額<sup>2</sup>の15%を法人税額又は所得税額から控除できる

#### 上乗せ

＜所得拡大促進税制＞ **令和3年4月～令和4年3月に開始**する事業年度の場合

雇用者給与等支給額が前年度と比べ**2.5%以上増加**し、かつ次のいずれかを満たす

- ①教育訓練費<sup>3</sup>が前年度と比べ**10%以上増加**
- ②適用年度の終了日までに**経営力向上計画の認定**を受けており、その経営力向上が**確実に**行われた証明がされている



控除対象雇用者給与等支給増加額の**25%**を法人税額又は所得税額から控除できる

＜賃上げ促進税制＞ **令和4年4月～令和6年3月に開始**する事業年度の場合

- ①雇用者給与等支給額が前年度と比べて**2.5%以上増加**している



税額控除率を**15%上乗せ**できる

- ②教育訓練費の額が前年度と比べて**10%以上増加**している



税額控除率を**10%上乗せ**できる

⇒ **控除率は合計で最大40%**

※ 税額控除額は、法人税額又は所得税額の20%(通常・上乗せ共通)が上限となります。

※1 「雇用者給与等支給額」とは、適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される全ての国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。国内雇用者には「**役員・個人事業主**」と「**その特殊関係者**」(EX、親族)は**含まれません**。

※2 「控除対象雇用者給与等支給増加額」は以下の算式で求め、「調整雇用者給与等支給増加額」という上限があります。

控除対象雇用者給与等支給増加額 = 適用年度の雇用者給与等支給額 - 前事業年度の雇用者給与等支給額  
(それぞれ「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」は除く。なお「**雇用安定助成金額**」は**除かない**)

調整雇用者給与等支給増加額 = 適用年度の雇用者給与等支給額 - 前事業年度の雇用者給与等支給額  
(それぞれ「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」は除く。「**雇用安定助成金額**」も**除く**)

※「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」とは、業務改善助成金など、法人の給与支給額の負担を軽減させる交付金です。

※「雇用安定助成金額」とは、雇用安定助成金・産業雇用安定助成金・緊急雇用安定助成金の額です。

※3 「教育訓練費」には、法人が支払った外部講師謝金・外部施設使用料・外部研修参加費が該当します。なお「役員・個人事業主」「その特殊関係者」等への教育訓練費は、対象外です。また明細書の作成・保存も必要です。

所得拡大促進税制・賃上げ促進税制には「**従業員のモチベーションアップ**」「**法人税の優遇措置**」という**メリット**があります！ **決算前に要件に該当していないか、ぜひご確認ください！！**

ひょうご税理士法人 HP



※ 内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当：片岡)